

公益社団法人 日本文化財保護協会

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年 法律第 49 号)第 5 条第 13 号及び定款第 27 条第 3 項の規定に基づき、公益社団 法人日本文化財保護協会の理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬の支給 の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第 2 条 役員の報酬は本給とする。

2 常勤の役員には、前項に規定する報酬の他、別途通勤手当を支給する。

(報酬の支払方法)

第 3 条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第 4 条 役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、支給日を繰り上げる。

(報酬の算定方法)

第 5 条 役員の報酬のうち本給は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、次の通り決定する。

- 1 理事の報酬は、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。
- 2 監事の報酬は、監事の協議により決定するものとする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当を支給する場合には、利用する交通機関の実費相当額を支給する。

2 前項の通勤手当は、定期券または現金で支給する。

(日割計算)

- 第 7 条 新たに役員になった者には、その日から報酬(前条の通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
 - 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により計算した金額に 50 錢未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 錢以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(補足)

- 第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事については理事会により、監事については監事の協議によって決定するものとする。

附則

本則の一部改訂は令和7年5月13日より施行する (第2条、第5条 一部改定)